公益財団法人板橋区スポーツ協会　役員選出規程

（目的）

第１条　この規程は、公益財団法人板橋区スポーツ協会定款第 25 条に定める役員の選出について定める。

（理事候補者の選出）

第２条　理事候補者を選出する場合は、次の各号に掲げる者の中から、それぞれ各号に定める人数の範囲内とする。

(1)　加盟団体の推薦により選出する者は、１５名以上３０名以内とする。

(2)　板橋区区民文化部スポーツ振興課長を理事に推薦することができる。

(3)　第１号の理事定数に不足が生じた場合及び第２号の理事のほか理事定数を超えない範囲で、次のイ及びロに掲げる者の中から、それぞれに定める人数の範囲内で理事に推薦することができる。

イ　理事会が推薦する学識経験者　１名以内

ロ　会長が推薦する学識経験者　　５名以内

（監事候補者の選出）

第３条　監事候補者は１名を理事会において推薦し、板橋区区民文化部より１名推薦する。

（定年制）

第４条　理事及び監事の定年は、改選年度の４月１日現在において満７５歳以下とする。ただし、第２条第３号ロに掲げる会長が推薦する学識経験者の場合は、その限りではない。

（規程の変更）

第５条　この規程は理事会の決議によって変更することができる。

附　則

１　この規程は、本会定款（案）附則１に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

２　平成２６年２月１９日一部改訂

３　平成２８年４月２０日一部改訂

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。